

2. イエ亡き時代の「永代供養墓」

鈴木 岩弓（東北大学）

1. 問題の所在

日本におけるこれまでの伝統的な生活では、身近に死者が出た場合、〈遺体処理〉と〈死者の魂の救済〉へ向けた対応が、残された人々に求められる二つの大きな課題であった。このうち〈遺体処理〉は遺体の傷みを睨んだ緊急性を要する問題で、「契約講」などと呼ばれる、葬送習俗を担うための地域の相互扶助組織の人々が中心となってこれを担ってきた。この組織は葬具の作成や葬儀運営の裏方のみならず、死者が出た家の生活維持などにも力を発揮してきたが、とりわけ土葬が主流の時代においては、埋葬のための墓穴掘りが大きな仕事であった。これに対し埋葬以後は〈死者の魂の救済〉がその後長期にわたる課題となり、これを担う死者の出たイエの家族、いわば死者にとっての跡継ぎであるイエの子孫が維持運営していくことが期待されてきた。終戦後まもなくに出された『先祖の話』までの民俗学者柳田國男が、「イエの永続」を強く訴えていたのも、死者は子孫によって祀られるべしと言う、それまでの伝統的社会で保持されてきた“常識”に基づくことであったからである。

こうした分業体制で担われてきたわが国の死者への対応は、近年、「地域社会」と「イエ」という二つの集団の成立が危ぶまれる事態に遭遇しており、従来通りの履行が困難になっている。確かに近年の地域社会では、職業が多様化するに応じて勤務時間帯もさまざまになり、全戸から一斉に集まって相互扶助の共同作業を行うことは困難となっている。また他方で明治民法では規定されていた〈制度としてのイエ〉が戦後民法には盛り込まれずに姿を消し、戦後もすぐには消えずに保持されてきた〈意識としてのイエ〉も終戦から70年が過ぎて希薄になってきたことから、そもそも「先祖-子孫」というイエを仲立ちに取り結ばれてきた関係性の成立自体も難しい時代に突入している。

こうした問題点の打破のため、前者の葬儀に関わる地域の相互扶助組織については、現在では葬祭専門業者がこれを代替して担うことが多くなっている。例えば、東北六県の葬祭専門業者の約七割が1970年代以降の創業であることは、かかる動向が新しいものであることを示してもいよう。ところがこれに対し、〈死者の魂の救済〉を担ってきたイエは、そうした決定的な代替装置を見いだせないままに希薄化の道を進んでいるのが現状である。

ならば、これまでイエの子孫の義務とされてきた先祖の遺骨や墓の世話は、イエという籠が消滅した後一体誰が面倒を見るのであろうか。この問題は現代人の大きな関心事となっており、経済専門雑誌の『週刊ダイヤモンド』や『週刊東洋経済』でも毎年のように特集が組まれて最新情報が提供されている。そうした記事からは、事態の打開策と

して、それまで遺骨や墓をめぐるイエが担ってきた機能を代替する、散骨・樹木葬・合葬墓・合祀墓・集合墓・納骨堂……などと呼ばれる新たな方策が試行されている現況が明らかになる。これらの試みに底流する共通点は、従来であると死者の世話をしてきたイエの子孫がいなくても、死者の遺骨や墓の世話が可能となる仕組みである。本稿ではそうした対応策を「永代供養墓」と総称するが、『Sogi』編集長の碑文谷創はこの話について、『現代用語の基礎知識』2016年版において以下のように解説している。

墓が存続するには承継者が必要だが、承継者がいなくても存続する墓のことをいう。墓が家の祭祀から個人の祭祀へと移行している象徴。共同墓形態が多い。公営が経営する場合は、「合葬式墓地（合葬墓）」という。

研究初年度の報告としては、承継者がいなくても存続する多様な「永代供養墓」の試みを運営者の考える「運動」と把握し、まずはマクロな視点からこの動向が形成されてきた流れを全国的に鳥瞰し、次にフィールドワークに基づいた事例も織り交ぜて検討する中から、今後の「永代供養墓」研究へ向けた研究指針を確認することにしたい。

2. 全国の「永代供養墓」の動き

現在、「永代供養墓」に関する情報は、書籍やインターネットを通じて広く見ることができ。例えば2015年夏号の『終活読本ソナエ』Vol.9では「決定版永代供養墓選び」が特集され、またインターネットでは個別の「永代供養墓」を扱ったサイトや、そうした「永代供養墓」を数多く集めた検索システムのサイトが複数開かれている。

ここでは『仏事ガイド』編集部による『永代供養墓の本 増補改訂版』（六月書房、2000年）を手がかりに、「永代供養墓」の実態を概観することにしよう。総頁309の本書は、「はじめに」「永代供養墓の概説」「永代供養墓ガイド」「付録」から構成されている。「永代供養墓」が注目されている時代背景などに触れた「はじめに」に続き、「永代供養墓の概説」ではわが国の墓制を概観した上で、「永代供養墓」の諸相がまとめられる。そこでは「永代供養墓」の定義を、「一般的に、承継者の有無に関係なく、寺院や霊園が永代にわたる供養・管理を約束するお墓のことで、生前に申し込みができる」とまとめている。「永代供養墓ガイド」は本書の核となる章で、北海道・東北を皮切りに九州までの地方ごとに、全国にある「永代供養墓」の情報が1カ所あたり一頁に写真とともにまとめられている。掲載件数は229カ所であるが、本稿では経営主体が公益財団法人営を除いた227カ所を概観することになる。最後に「付録」として、上記の「永代供養墓」とは別の、「建設中または計画中の永代供養墓リスト」「一時または永代に遺骨を預けられる霊園リスト」「ホームページを開設している永代供養墓リスト」がまとめられ、巻末には宗旨宗派別の索引が掲載されている。以下では、ガイドに出てくる227カ所の「永代供養墓」の内容をまとめた<表>を参考に、わが国における「永代供養墓」運動を眺めてみることになる。

(1) 設立時期

「永代供養墓」の設立時期に関しては、昭和40年代に2件ある他、昭和53(1978)年に1件、昭和56(1981)年に2件あった後、昭和58(1983)年からは毎年設置が確認される。本書に掲載されている情報は、収録時点に「永代供養墓」あるいはそれに類する用語で呼ばれているものが収録されており、墓地が開設された時点の呼称については明確では無い。マクロな視点から言うならば、「永代供養墓」は1980年代半ば頃より普及し始め、90年代半ば頃からその増加が加速してきた新たな流行現象であることが明らかになる。その背後にこそ、わが国のイエ、とりわけイエ意識が衰退しつつある社会の変化が示されているものと考えられよう。

<表>都道府県別「永代供養墓」の設置年

年	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	S63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	Total	
北海道				1		1																			2	
青森							1																			1
岩手						1																				1
宮城					1								1				1					1				4
秋田			1																							1
山形			1		2																					3
福島		2	1		1		1																			5
茨城		2	3		2					1							1									9
栃木		1	4	2			1						1													9
群馬					2	1		3	1						1	1										9
埼玉			3	4	5	4	3	2		2	4	1	1	1	1		1									31
千葉		1		2	2	1										1			1							8
東京	1		9	4	7	5	7	6		5	1	3	4							1		1			1	55
神奈川			2	1	3	4	6	3	3	2	1	2														27
新潟			1						1	1			1													4
長野			1																							1
山梨			1					1					1	1												4
富山																										0
石川																										0
福井				1																						1
岐阜			1																							1
静岡			6	1		1		1		1																10
愛知			1			1																				2
三重				1				1																		2
滋賀		1															1									2
京都				2		2						1	1													6
大阪				1					1	1																3
兵庫						2	1	1																		4
奈良											1															1
和歌山				1			1								1											3
鳥取																										0
島根			1																							1
岡山			2																							2
広島					1																					1
山口										1																1
徳島							1						1												S40	3
香川																										0
愛媛							1																			1
高知							1																			1
福岡																										0
佐賀			1		1																					2
長崎																										0
熊本					1																					1
大分			1		2																					3
宮崎					1																					1
鹿児島																									S48	1
沖縄																										0
	1	9	41	23	28	24	21	19	7	13	6	8	10	4	2	1	3	1	1		2			1	2	227

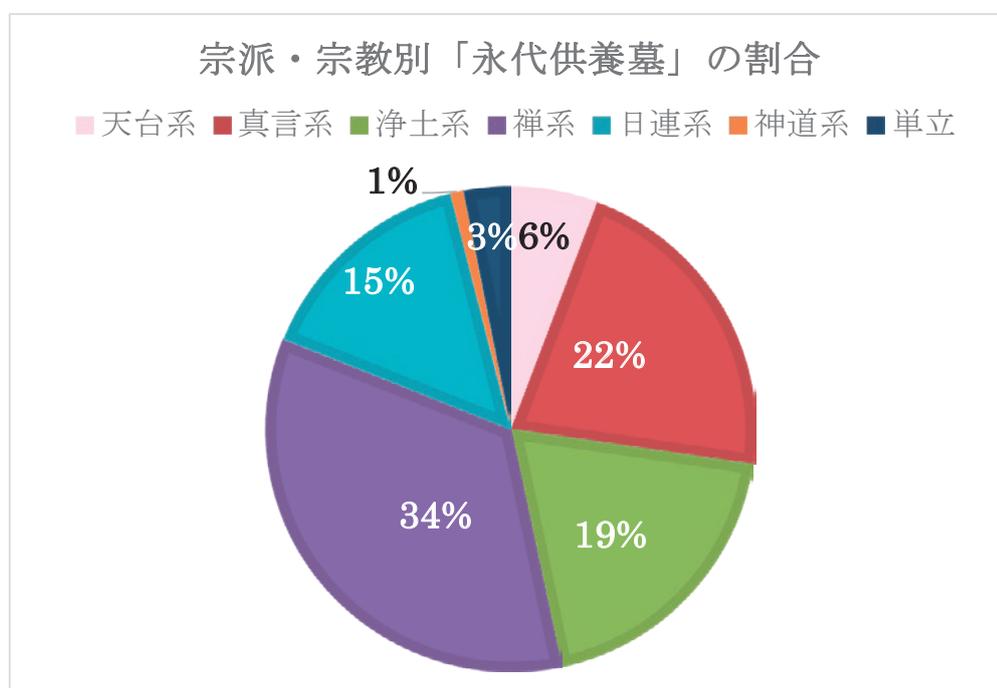
(2) 分布地域

都道府県別に見て最も多く「永代供養墓」が見られるのは東京都で 55 件、全国の 24.2% を占めている。また隣接する埼玉県が 31 件、神奈川県が 27 件で、これら一都二県で 113 件、全国の 49.8%となっていた。ここにさらに残る四県を併せた関東地方全体では、総計 148 件で全国の 65.2%を占めていた。これに対し他地方における「永代供養墓」の開設はあまり多くなく、中部地方が 25 件で 11.3%を示していたほかは、どこも一割以下の数値であった。この点から、少なくともこの時点の「永代供養墓」の普及に関しては地域性があり、西日本には薄く、首都圏を中心に行われ出した新たな動きと結論づけることが可能であろう。

(3) 「永代供養墓」の経営主体の宗派・宗教

ここで取り上げた 227 カ所の「永代供養墓」の経営主体は、宗教法人に限ってある。こうした限定を行った理由は、今後の研究の方向として「宗教法人営合葬墓」を対象とした研究を行う準備ためであった。

ガイドの頁に記載された宗派・宗教名をまとめると、以下にあげた円グラフのような割合になる。まず補足的情報であるが、ここにあげた単立は 7 件で、すべて仏教系単立寺院である。神道系は 2 件のみであることから、「永代供養墓」の 99%は仏教系の経営主体で運営されていることになる。



単立を除く仏教の宗派別割合で言うと、禅系が最も多く、以下真言系、浄土系、日蓮系、天台系となっていた。この点からは、「永代供養墓」設置の背後に、特定仏教教団の教義的規制が行われているとは認めがたい。こうした運動を牽引している要因は、教団

教義とは別のところにあるものと推測される。

3. 「永代供養墓」の事例

今年度の調査では、上記の『永代供養墓の本 増補改訂版』やインターネットに出てくる「永代供養墓」の情報をもとに実態調査の対象を選択することにしたが、「送骨」を実施している事例に的を絞って見ていくことにした。

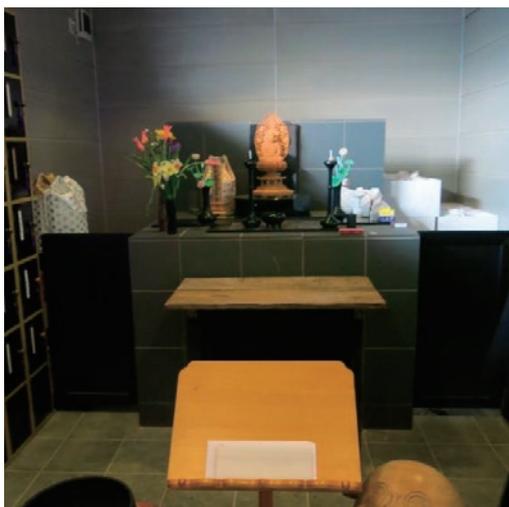
「送骨」とは、近年マスコミでも取り上げられている「永代供養墓」へ遺骨を納める際の“方法”を指す。遺骨を持参して直接対面的に依頼するのではなく、日常的にモノを送る際に使われる「ゆうパック」でビジネスライクに遺骨を送付していることが驚きをもって受け止められているが、そうした方法で届けられた遺骨自体は、確認した限り、全て承継者のいない「永代供養墓」への納骨を目的としている。その意味から、近年注目されている「送骨」は、「永代供養墓」に位置する事例の下位概念として成立しているものといえる。ちなみに筆者がインターネットの複数の検索サイトから集計した「送骨」受け入れ施設は、2016年3月末現在62カ所にのぼっていた。そうした事例のいくつかの実態調査を行った結果、非常に真摯に社会問題打破として実施している事例がある反面、そもそも経営実態が定かではない場合や、明らかな名義貸しで運営されている事例の存在とも出会っており、「送骨」の実態が多様であることがわかってきた。以下では、わが国で最初に「送骨」を実施した富山県高岡市の大法寺の事例をまとめてみよう。

海秀山大法寺は、日蓮宗の古刹である。この寺が「送骨」システムを日本で最初に採用したことで知られるようになった契機は、2010年のNHKによる『無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～』に取り上げられたことである。それは引き取り手のない遺骨の行方を追っていた番組スタッフが、失踪した人の家の仏壇に放置されていた遺骨を整理していた業者が、ゆうパックで遺骨をこの寺に送っていたことに気づいたためである。

大法寺で「送骨」を始めたそもそものきっかけは、継承者のいない墓をもつ檀家からの要請を受け、2006年に合祀墓「寂照」を建立して供養を始めたことにある。こうした墓が建立された話が広まると、檀家とは無関係な首都圏の行政担当者や葬儀社から、いろいろな事情で引き取り手のない遺骨を納めてもらえないかとの打診があった。そこで「断ったらどうなるか」と問うと「最終的には廃棄となる」とのことであったため、栗原老師はやむなく檀家以外の遺骨も受け入れるようになったという。さらにそうした情報が広まってくると、依頼者の中には寺まで遺骨を持って行けない経済的困窮者もいたため、栗原老師は宅配便の活用をすることで、直接遺骨を持参しないでもすむ納骨システムを考え出したのである。実は郵便局のゆうパックは、クロネコヤマトや佐川急便とは異なり、遺骨の受け入れ拒否は明文化してはいない。そこで郵便局のゆうパックの活用を考えた栗原老師は、焼骨を入れた骨壺が破損しないような工夫をした専用の箱に必要書類などをセットにし、この「送骨パック」を使つての納骨システムが実現されたことから、「送骨」の語が世に流布するようになったのである。こうした際に気になることは、遺骨を送る際に、「品名」

になんと記してあるかという点であるが、たまたま筆者が見たものは「銅器」となっていた。

現在大法寺には、檀家専用の一般墓地の他に、三種の「永代供養墓」が設置されている。それはまず所定の埋納袋に収骨して土の中に埋葬する「合祀墓所：寂照」であり、個人もしくは夫婦用のロッカー式遺骨・位牌の収納スペースである「集合墓所：慧明」、そして祭壇スペースと納骨スペースを一体化させた納骨堂としての「納骨堂：瑞光会館」である。



<写真1>寂照の祭壇

右奥に、布袋に入った遺骨



<写真2>慧明のロッカー式スペース

右端は栗原老師

これらの「永代供養墓」の使用権は檀家に限定されてはならず、また宗派・宗教を問わずに受け入れられている。とはいえ「永代」に供養する際の宗教的色合いについては、日蓮宗式の儀式に限定されており、大法寺の僧侶が日蓮宗式に毎朝のお勤めや、お盆、お彼岸などの供養を行っている。

さらにこの寺の「永代供養墓」運営に関して特筆すべき点は、特定非営利活動法人「道しるべの会」がこの寺の「永代供養墓」運営に一枚咬んでいる点である。NPO法人「道しるべの会」の関心は、単に死後の遺骨の問題のみにあるわけではなく、最終的にそこへと着地する以前の高齢者・障害者支援を含めた大きなスケールの人間支援にある。こうした視座が生まれてきた背景は、生前にこの寺への納骨を予約していたとしても、本人が亡くなったことを誰がどのように連絡するのか、誰が葬儀を出して、誰が遺骨を大法寺に届けてくるのか、といった孤立死の増加している現代ならではの危機への対処方法の確立が最も重要なポイントになっているという認識があるからである。そのための方策として、法律支援、サポート支援、生活支援、後見人・身元引受支援等の課題を、地域内の弁護士・司法書士・税理士・行政書士などの分業体制の中でシステム化し、高齢者や生活保護受給者・施設入所者などの支援を統合的に実現する組織を運用しているのである。こうしたことから大法寺の「永代供養墓」への納骨は、ある意味、年をとりつつ、体が思うように動かな

くなっていく中でその生を生きている人々に対する、生活支援の最終着地点と位置づけられるのである。

4. 「永代供養墓」研究へ向けた視座

本年度は、インターネットや書籍を活用することで「永代供養墓」の動向をマクロに把握することを目指すとともに、具体的な「永代供養墓」の実態をミクロな視点から探ることで、「永代供養墓」運動の全体像を明らかにすることを目指してきた。とはいえ、初年度の研究ではまだ事例数が少ないため、多様性をもって営まれている「永代供養墓」運動の全体像を見ていくには不十分であった。とはいえ、書籍やインターネットに見られる文字化資料を見ていくマクロな視点からのアプローチと、実際に現場を訪ねた 10 カ所ばかりの「永代供養墓」に関するミクロな視点からのアプローチから、今後の研究へ向けた要点は、ある程度明らかになってきたものと思う。最後に、今後へ向けたチェックポイントを提示することで、忘備録としたい。

名称の宗教性	有／無
所在場所	屋外施設／屋内施設
形態	像／碑／塔（宗教性の有無）
カロート	有／無
収容数	一体／二体（夫婦）／三体／四体／……
焼骨収納物	有（骨壺／袋）／無
合葬時期	最初期／一定期間後（13 回忌／33 年後／……）／合葬しない
合葬方法	全骨／分骨
墓誌の有無	有／無
宗派宗教	不問／限定（宗教／宗教宗派）
檀家資格	要／不要
墓をめぐる組織	有／無
供養時期	毎日／特別な日（命日／盆／彼岸／……）
関係者の参拝	有（時期／方法）／無